

経 済 要 録

国 内

◆60年度国債引受シ団引受予定額について

国債発行世話人は、7月1日、60年度シ団引受予定額を次の通り決定した。

| | |
|---------------|-----------|
| 新規財源債（収入金ベース） | 6兆円 |
| ┌ うち10年利付国債 | 5兆6,000億円 |
| └ 割引国債 | 4,000億円 |
| 借換債（同） | 1兆6,000億円 |
| ┌ うち10年利付国債 | 1兆5,000億円 |
| └ 割引国債 | 1,000億円 |

◇「昭和61年度予算に向けた行財政改革に関する意見」及び「行政改革の推進方策に関する答申」について

臨時行政改革推進審議会は、7月22日、「昭和61年度予算に向けた行財政改革に関する意見」及び「行政改革の推進方策に関する答申」を政府に提出した。その概要は以下の通り。

○「昭和61年度予算に向けた行財政改革に関する意見」

1. 基本方針
2. 制度・施策の改革合理化の推進
3. 国・地方を通ずる行財政の合理化
4. 総人件費の抑制

○「行政改革の推進方策に関する答申」

序論

1. 行政改革の現状と課題
2. 新たな推進方策の基本方向
 - (1) 行政全体の総合性確保
 - (2) 地方行革の計画的実施
 - (3) 民間活力の発揮・推進

第1部 総合調整機能等の充実方策

I 内閣の総合調整機能の在り方

1. 基本的考え方
2. 対外政策の総合的実施体制の整備
3. 緊急事態の対処体制の確立
4. 内閣の総合調整機能の全般的強化

5. その他

II 科学技術行政の在り方

1. 基本的考え方
2. 科学技術政策の確立とその総合的推進体制の整備
3. 国の研究機関の活性化等
4. 産学官等の研究交流の促進
5. 研究開発の基盤・条件の整備等

第2部 地方の自主性・自律性強化方策

I 機関委任事務の在り方

1. 基本的考え方
2. 機関委任事務の整理合理化
3. 地方議会及び監査委員の関与の見直し
4. 職務執行命令訴訟制度の見直し

II 国・地方を通ずる許認可権限等の在り方

1. 基本的考え方
2. 許認可権限等の見直し

第3部 民間活力の発揮・推進方策

I 規制行政の在り方

1. 基本的考え方
2. 規制緩和の進め方
3. 個別分野の規制緩和

〔金融、運輸、石油等エネルギー、都市整備、輸出入関連事項、医薬品、種子、職業訓練、保安四法、各種営業等〕

II 国有地活用の在り方

1. 基本的考え方
2. 有効活用の方策

おわりに

◆4～6月のマネーサプライ見通し

日本銀行は、7月25日、当面のマネーサプライ見通しについて次のとおり発表した。

60年4～6月のM2+C D平残の前年比伸び率は、+8.3%程度と前期(+7.9%)をやや上回る見込み。

7～9月については、引き続き前年比+8%前後となる見通し。

◇61年度概算要求基準について

政府は、7月26日、61年度概算要求基準を閣議了解した。その内容は以下の通り。

1. 各省庁は、所管の予算を更に根底から厳しく洗い直し、歳出内容の合理化・効率化を図るものとし、そのため、各種施策について臨時行政調査会による改革方策等の着実な実施を図るなど、法律改正を要するものを含め制度の徹底的な見直し、優先順位の厳しい選択を行い、経費の節減合理化措置を積極的に織り込むことにより、各所管ごとに下記2の基準に基づいて算出される金額の範囲内において要求するものとする。
 2. (1) 昭和60年度予算における経常部門経費の予算額から10%を削減した金額と投資部門経費の予算額から5%を削減した金額との合計額に、
(2) (イ) 人件費に係る義務的経費の増及び各種年金についての制度の成熟化に伴う増を加算し、
(ロ) 政府開発援助に必要な経費、石油税財源の「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」へ繰入れに必要な経費及び国際条約の実施に伴い必要とされる既国庫債務負担行為等の昭和61年度歳出化に係る経費で、上記(1)により難しい部分については、当該部分を加算する。
 - (3) 上記(2)の事項の経費、補充費途として指定されている経費等及び予備費の昭和60年度予算額に相当する金額については、上記(1)の計算上、削減対象からは除外する。
 - (4) 上記による金額が昭和60年度予算額を下回る所管にあっては、その下回る金額の2分の1相当額をこれに加算することもやむを得ないものとする。
- (注) 昭和61年度の参議院議員通常選挙に必要な経費の増及び昭和60年度の国勢調査の実施に必要な経費の減等については、上記の金額に加減算する。
3. 上記による要求に際しては、
 - (1) 補助金等については、徹底的な見直しを行い、その整理合理化を引き続き積極的に推進するものとする。
 - (2) また、行政の簡素・効率化を一層推進することとし、引き続き一般行政経費の抑制を徹底するとともに、定員及び機構の要求は厳しく抑制する。なお、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策についても、厳にこれを抑制する。
 - (3) 公共料金等については、公共企業体等の経営の徹底した合理化を進めつつ、受益者負担の適正化を図り、公正な費用負担の確保に努める。

4. 概算要求の提出に当たっては、積算を適正に行うとともに、8月末日の期限を厳守することとする。

なお、特別の事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記の基準により算出される額の範囲内とする。

◇国鉄再建監理委員会の意見書について

国鉄再建監理委員会(委員長 亀井正夫住友電工会長)は、7月26日、58年6月の発足以来2年余にわたる検討結果を取りまとめ、分割・民営化を軸とした国鉄再建策を盛り込んだ意見書「国鉄改革に関する意見」(副題「鉄道の未来を拓くために」)を中曽根首相に提出した。

◇商工組合中央金庫、在日外銀の国債引受シ団加入について

国債募集引受シ団では、7月26日、商工中金、在日外銀5行(クレディ・スイス、ソシエテ・ジェネラル、パリバ、イタリア商業、ファースト・シカゴ)の計6行庫を本年10月債からシ団メンバーとして受入れることを決定した。

◇無担保コール取引の創設について

短資会社各社は、最近における無担保コール取入に対する市場ニーズ等を勘案して、7月29日から、現行の担保付きコールの貸借業務(ディーリング)に加え、新たに無担保コールの媒介業務(ブローキング)を開始した。その要領は以下のとおり。

1. 無担保コールの媒介は、当面オーバーナイト物および7日物とする。
2. 金利は個々の取引の出合いベースとし、レートの刻み幅は担保付きコールと同一の1/16%とする。

◇市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格について

政府・与党対外経済対策推進本部は、7月30日、市場アクセスを改善するため、①関税、②輸入制限、③基準・認証、輸入プロセス、④政府調達、⑤金融・資本市場、⑥サービス・輸入促進等、の6分野に関するアクション・プログラムの骨格を決定した。このうち、金融・資本市場のアクション・プログラムの骨格は以下の通り。

1. 預金金利の自由化等

- (1) 昭和62年春までには、大口預金金利規制の緩和及び

撤廃を実現することとし、これを混乱なく実施するため、以下の措置を講ずることとする。

① 大口定期預金金利規制の撤廃

本年秋、預入期間2年以内の定期預金のうち、預入単位10億円以上のものについて金利規制を撤廃し、それ以降、順次段階的に預入単位を引下げる。

② MMCに関する規制の緩和

昭和62年春までには、MMCの最低預入単位の引下げ、預入枠の拡大を図る。このため、本年秋から、預入枠の段階的拡大を図る。

また、MMCの最長預入期間は、昭和62年春までには、2年まで延長する。

なお、MMCの上限金利については、預入期間、預入金額等に対応した弾力化を行う。

③ CDの発行条件の一層の緩和

CDの発行枠は、本年秋から段階的に拡大する。

また、CDの発行期間の弾力化を図ることとし、最長発行期間を昭和62春までには、1年まで延長する。

(2) 小口預金金利については、預金者保護、郵便貯金とのトータル・バランス等の環境整備を前提として、具体的諸問題について早急に検討を進め、大口に引続き自由化を推進する。

(3) インターバンク預金金利については、金融政策の有効性確保に留意しつつ、大口定期預金金利規制の撤廃の一環として、自由化を推進する。

(4) 短期金融市場について、引続きその整備を推進する。このような観点から、インターバンク市場の慣行の見直しを日本銀行等市場関係者に要請するとともに、短期の国債市場の整備に努める。なお、インターバンク市場の慣行の見直しとして、市場ニーズも踏まえ、今月末から無担保コールが導入された。

2. 債券先物市場の創設

債券先物市場創設のための証券取引法改正法は、本年6月14日に成立。本年10月の市場創設に向け準備を進める。

3. 国内における債券発行市場の整備

無担保普通社債の適債基準の緩和及び10年債、12年債についての満期一括償還制度の導入につき、今秋を目途に、その実現を図るべく努力するとともに、事業債の年限の多様化のほか、円建外債、外貨建外債の発行市場の整備を推進する。

4. 証券会社による円建B Aの流通取扱い

昭和60年6月に円建B A市場が創設され、現在、金融機関、短資業者及び金融機関の関連会社が、その流通取扱いを行っているが、市場仲介者の拡充による市場機能の向上を図るため、昭和61年4月から証券会社にも円建B Aの流通取扱いを認める。

5. 外銀の信託参入

参入が決定した9行について、できる限り早期に参入が実現するよう、申請があり次第すみやかに免許手続を進める。

6. 東京証券取引所会員権

東京証券取引所では、大蔵大臣の要請を受けて「会員制度に関する特別委員会」を設け検討を行っており、本年3月、現行の正会員定数枠(83社)を拡大する方針を固めた。なお、現在、増加会員数、加入手続等、定数枠拡大の具体的内容の検討を進めており、本年秋頃までには同委員会の結論が出ると見込まれる。

7. ユーロ円債等の発行の弾力化

昭和61年春から、居住者発行ユーロ円債について、変動利付債の自由化等、商品の多様化を図る。また、国内CD発行条件の緩和状況を勘案しつつ、ユーロ円CDの最長発行期間を1年まで延長する。

8. 金融自由化の環境整備

金融制度調査会答申等を踏まえ、預金保険制度の整備・拡充等、金融自由化を一層進めていくための適切な環境整備を行う。このため、金融制度に関して法改正を要するものについては、次期通常国会以降、できるだけ早く所要の改正案を提出するよう努める。

◆59年度一般会計決算について

大蔵省は7月31日、昭和59年度一般会計決算を発表した。おもな内容は以下のとおり。

(単位・億円)

| | |
|-------------------------------------|---------|
| 歳入決算額(A) | 521,833 |
| 歳出決算額(B) | 514,806 |
| 歳計剰余金(C)=(A)-(B) | 7,027 |
| 前年度以前剰余金使用残高(D) | 0 |
| 歳出繰越額(E) | 4,965 |
| 歳出繰越額控除後の当該年度新規発生剰余金(F)=(C)-(D)-(E) | 2,062 |
| 特定財源等要精算額(G) | 307 |
| 決算剰余金(財政法6条の純剰余金(F)-(G)) | 1,754 |

(注) 1. (F)の内訳は以下のとおり(補正予算比、単位・億円)。

| | |
|---------|-------|
| 歳入増減(△) | 509 |
| 税 収 | 733 |
| 税外収入 | 612 |
| 国 債 | △ 836 |
| 歳出不用 | 1,552 |

2. 単位未満切り捨てのため合計額と必ずしも一致せず。

◇金融債の応募者利回り引下げ

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および工組中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、8月債から実施した(7月23日発表)。

利付金融債の発行条件

| | | 変更後 | 変更前 |
|------|----------|--------|--------|
| 5年もの | 表面利率(%) | 6.3 | 6.6 |
| | 発行価格(円) | 100.00 | 100.00 |
| | 応募者利回(%) | 6.300 | 6.600 |
| 3年もの | 表面利率(%) | 6.1 | 6.4 |
| | 発行価格(円) | 100.00 | 100.00 |
| | 応募者利回(%) | 6.100 | 6.400 |

◇長期貸出最優遇金利の引下げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、7月29日より実施した(7月23日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

| | 変更後 | 変更前 |
|-----------|-----|-----|
| 長期貸出最優遇金利 | 7.2 | 7.5 |

◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引下げ

(1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、8月6日以降募集分から実施した(7月23日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

| | | 変更後 | 変更前 |
|------|--------|------|------|
| 契約期間 | 5年ものもの | 6.32 | 6.62 |

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配

当率を次のとおり引下げ、8月6日以降受託分から実施した(7月23日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

| | | 変更後 | 変更前 |
|------|---------|------|------|
| 契約期間 | 5年以上のもの | 6.18 | 6.48 |

◇政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引下げ、7月29日から実施した。

政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

| | | 変更後 | 変更前 |
|--------------------|--|-----|-----|
| 日本開発銀行 | | 7.2 | 7.5 |
| 北海道東北開発公庫 | | 〃 | 〃 |
| 中小企業金融公庫 | | 〃 | 〃 |
| 国民金融公庫 | | 〃 | 〃 |
| 環境衛生金融公庫 | | 〃 | 〃 |
| 商工組合中央金庫 (組員貸し) | | | |
| 1年以上3年以内 | | 7.2 | 7.5 |
| 3年超7年以内 | | 7.5 | 7.8 |
| 7年超 | | 7.8 | 8.0 |
| (構成員貸し) | | | |
| 1年以上3年以内 | | 7.5 | 7.8 |
| 3年超7年以内 | | 7.8 | 8.1 |
| 7年超 | | 8.1 | 8.3 |

◇住宅ローン金利引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行および長期信用銀行等は、住宅ローン金利を次のとおり引下げ、固定金利型については8月26日以降新規貸付分から、変動金利型については7月29日以降新規貸付分からそれぞれ実施した。

住宅ローン金利(固定金利型)

(単位・年%)

| | | 変更後 | 変更前 |
|---------|--|------|------|
| 都 銀・地 銀 | | 7.50 | 7.68 |
| 長 銀・信 託 | | 7.56 | 7.74 |

住宅ローン金利(変動金利型)

(単位・年%)

| | | 変更後 | 変更前 |
|-------------|--|-----|-----|
| 都 銀・地 銀・信 託 | | 7.2 | 7.5 |

◇長期国債等の応募者利回り引下げ

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、8月債より実施した(長期国債は7月29日、政府保証債、公募地方債は8月3日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

| | | 変更後 | 変更前 |
|-------|----------|-------|-------|
| 長期国債 | 表面利率(%) | 6.2 | 6.5 |
| | 発行価格(円) | 98.75 | 99.25 |
| | 応募者利回(%) | 6.405 | 6.624 |
| 政府保証債 | 表面利率(%) | 6.3 | 6.6 |
| | 発行価格(円) | 98.75 | 99.25 |
| | 応募者利回(%) | 6.506 | 6.725 |
| 公募地方債 | 表面利率(%) | 6.3 | 6.6 |
| | 発行価格(円) | 98.75 | 99.25 |
| | 応募者利回(%) | 6.506 | 6.725 |

◇事業債の発行条件引下げ

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し8月債から実施した(8月3日決定)。(なお15年債は、国内事業債としては初。)

事業債(AA格債)の発行条件

| | | 変更後 | 変更前 |
|-------|----------|-------|-------|
| 15年もの | 表面利率(%) | 6.6 | / |
| | 発行価格(円) | 99.00 | |
| | 応募者利回(%) | 6.734 | |
| 12年もの | 表面利率(%) | 6.5 | 6.8 |
| | 発行価格(円) | 98.75 | 99.25 |
| | 応募者利回(%) | 6.687 | 6.914 |